

静岡市建設工事執行規則（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払（第43条—第56条）</p> <p>第5章 <u>保証の請求及び請負契約の解除</u>（第57条—第61条）</p> <p>（通則）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 請負契約に定める請求、通知、報告、指示、申出、承諾及び<u>解除</u>は、書面により行わなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項に規定する保証に係る保証金額又は保険金額（<u>第4項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。</p> <p><u>3～5（略）</u></p> <p>（暴力団関係業者による下請負の禁止等）</p> <p>第14条の2 受注者は、<u>第58条第1項第7号イからホ</u>までのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（監督員）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び<u>解除</u>については、<u>第24条第4項</u>に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。</p> <p>7（略）</p>	<p>目次</p> <p>第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払（第43条—第53条）</p> <p>第5章 <u>契約不適合責任、請負契約の解除、損害賠償請求等</u>（第54条—第61条）</p> <p>（通則）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 請負契約に定める請求、<u>解除</u>、通知、報告、指示、申出、承諾及び<u>催告</u>は、書面により行わなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項に規定する保証に係る保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第61条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4～6（略）</u></p> <p>（暴力団関係業者による下請負の禁止等）</p> <p>第14条の2 受注者は、<u>第55条の3第1項第10号アからオ</u>までのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（監督員）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、<u>解除</u>、通知、報告、申出、承諾及び<u>催告</u>については、<u>第24条第4項</u>に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。</p> <p>7（略）</p>

<p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でない^{かし}と認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>(市長の請求による工期の短縮等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 市長は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>3 市は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第42条 市長は、第16条、第27条、第29条から第34条まで、第37条から第39条まで、前条又は第46条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p>	<p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でない^{かし}と認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>(著しく短い工期の禁止)</p> <p>第32条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</p> <p>(市長の請求による工期の短縮等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 市は、前項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第42条 市長は、第16条、第27条、第29条から第32条まで、第33条、第34条、第37条から第39条まで、前条又は第46条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p>
---	--

第47条 (略)

2～7 (略)

8 市長は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9・10 (略)

(部分引渡し)

第51条 工事目的物について、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分が完成したときは、第44条及び第45条の規定を準用する。この場合において、第44条中「建設工事」とあるのは「指定部分に係る建設工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 (略)

(瑕疵担保)

第54条 市長は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市長は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第44条第4項又は第5項（第51条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造又はこれに準ずる構造の建物その他の工作物の建設工事、設備工事等にあ

第47条 (略)

2～7 (略)

8 市長は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9・10 (略)

(部分引渡し)

第51条 工事目的物について、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分が完成したときは、第44条及び第45条の規定を準用する。この場合において、第44条中「建設工事」とあるのは「指定部分に係る建設工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 (略)

第5章 契約不適合責任、請負契約の解除、損害賠償請求等

(契約不適合責任)

第54条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

つては1年、設計図書で期間を定めた建設工事にあつては当該期間) 以内に行われなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

4 市長は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は損傷したときは、前2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 市長は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(市長の任意解除権)

第55条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、次条又は第55条の3の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（様式第22号）により、受注者に通知するものとする。

3 市は、第1項の規定により請負契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

（市長の催告による解除権）

第55条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由がなく、建設工事に着手すべき期日を過ぎても当該建設工事に着手しないとき。

（2）工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき。

（3）第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

（4）正当な理由がなく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前条第2項の規定は、前項本文の規定による解除に準用する。

（市長の催告によらない解除権）

第55条の3 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約の解除をすることができる。

（1）第13条第1項の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

（2）請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

（3）引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合

において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者が請負の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 請負契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第59条又は第60条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において

同じ。)が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第14条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

(11) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

2 第55条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第55条の4 第55条の2第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第55条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に建設工事を完成することができない場合においては、市長は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第56条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に該当したことにより当該請負契約を解除された場合において、第58条第3項の規定により違約金を支払うときにおいても、市が第1項の損害賠償金の支払を受注者に請求することを妨げるものではない。

第5章 保証の請求及び請負契約の解除

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第57条 第12条第1項の規定により請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、建設工事を完成させるよう請求することができる。

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 瑕疵担保債務 (受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)

(4) ・ (5) (略)

3・4 (略)

(市長の解除権)

第58条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、建設工事に着手すべき期日を過ぎても当該建設工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったと

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第56条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に該当したことにより当該請負契約を解除された場合において、第61条の2第2項の規定により違約金を支払うときにおいても、市が第1項の損害賠償金の支払を受注者に請求することを妨げるものではない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第57条 第12条第1項の規定により請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第55条の2第1項各号又は第55条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、建設工事を完成させるよう請求することができる。

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 契約不適合を保証する債務 (受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) ・ (5) (略)

3・4 (略)

第58条 (削除)

き。

(4) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により当該契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 第60条第1項の規定によらないでこの請負契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配

偶者と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の
契約に当たり、その相手方がイからホまでのい
ずれかに該当することを知りながら、当該者と契約
を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、暴力団関係業者を下請契約又は資
材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とし
ていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市
長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注
者がこれに従わなかったとき。

チ 市長が第14条の2第3項の解除を求め、受注者
が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（ト
に該当する場合を除く。）。

2 前項の規定によりこの請負契約を解除しようとする
ときは、請負契約解除通知書（様式第22号）により、
受注者に通知するものとする。

3 第1項の規定により請負契約が解除された場合に
おいては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当す
る額を違約金として市長の指定する期間内に支払わ
なければならない。

4 市長は、第1項第1号から第3号まで、第5号又は
第6号の規定により請負契約を解除した場合におい
て第12条第1項の規定により契約保証金の納付又は
これに代わる担保の提供が行われているときは当該
契約保証金又は担保を、第1項第4号又は第7号の規
定により請負契約を解除した場合において契約保証
金の納付が行われているときは当該契約保証金をも
って前項の違約金に充当することができる。

第59条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、前条
第1項の規定によるほか、必要があるときは、この請
負契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用
する。

3 市は、第1項の規定により請負契約を解除したこと
により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につ
き必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

(受注者の解除権)

第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 市長が請負契約に違反し、その違反によって請負契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第61条 市長は、請負契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい

第59条 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) ・ (2) (略)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第60条の2 第59条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第61条 市長は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい

て、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第58条の規定によるにあっては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるにあっては、その余剰額を市長に返還しなければならない。

4 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、請負契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この請負契約の解除が第58条の規定によるときは市長が定め、第59条又は前条の規定によるときは、受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及

て、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第55条の2、第55条の3又は次条第3項の規定によるにあっては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、解除が第55条、第59条又は第60条の規定によるにあっては、その余剰額を市長に返還しなければならない。

4 受注者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この請負契約の解除が第55条の2、第55条の3又は次条第3項の規定によるときは市長が定め、第55条、第59条又は第60条の規定によるときは、受注者が市長の意見を聴いて

び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 建設工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(市長の損害賠償請求等)

第61条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に建設工事を完成することができないとき。

(2) 工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第55条の2又は第55条の3の規定により工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第55条の2又は第55条の3の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の

規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 市長が第1項第1号に該当し損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率（市長が金額を定めた建設工事にあつては、1日につき当該金額）で計算した額とする。

6 市長は、第2項の場合（第55条の3第8号、第10号及び第11号の規定により請負契約が解除された場合を除く。）において第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは当該契約保証金又は担保を、第2項の場合（第55条の3第8号、第10号及び第11号の規定によりこの契約が解除された場合に限る。）において第12条第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第61条の3 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第59条又は第60条の規定により請負契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第45条第2項（第51条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することが

できる。

(契約不適合責任期間等)

第61条の4 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第44条第4項又は第5項（第51条第1項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

<p>(違約金等の徴収)</p> <p>第63条 受注者が、この規則に基づく違約金その他の損害金（以下「違約金等」という。）を市長の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から違約金等の支払をする日までの日数に応じ、<u>年5パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第22号 (第58条関係) (略)</p>	<p>8 市長は、<u>工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、第3項から前項までの規定は適用しない。</u></p> <p>10 <u>引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>(違約金等の徴収)</p> <p>第63条 受注者が、この規則に基づく違約金その他の損害金（以下「違約金等」という。）を市長の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から違約金等の支払をする日までの日数に応じ、<u>法定利率</u>で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第22号 (第55条関係) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の静岡市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。